

積立型保険にご加入されるお客さまの「米国への納税義務等」に関するご確認のお願い (2014年7月1日より実施)

米国の税法「^フ^ァ^ト^カ (外国口座税務コンプライアンス法)」等に対応するため、損害保険会社では、2014年7月から、積立型保険へのご加入にあたってお客さまに米国への納税義務等に関する確認手続きをさせていただきます。

ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

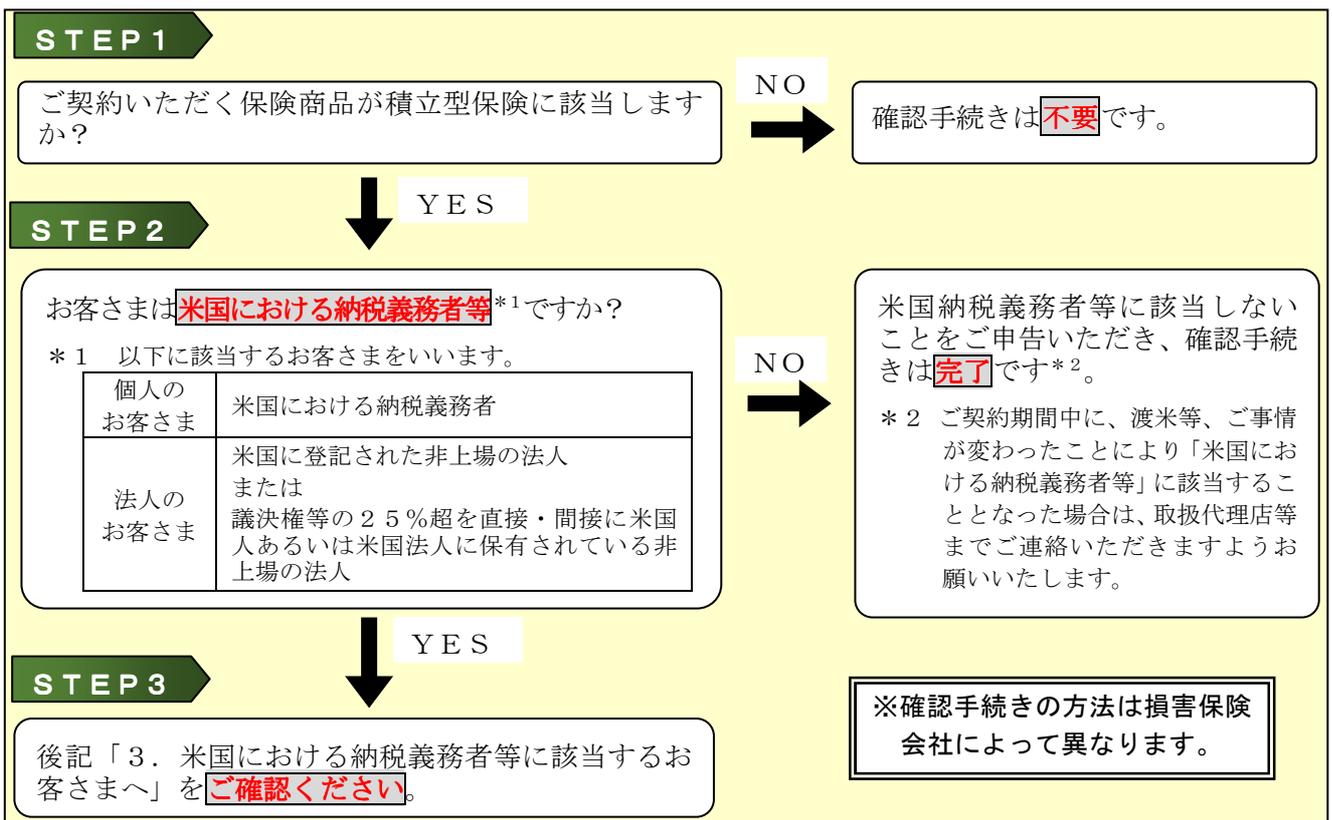
1. FATCAとは？

- ◆外国口座税務コンプライアンス法 (**F**oreign **A**ccount **T**ax **C**ompliance **A**ct、: 以下、「FATCA」といいます。) は、2013年1月に**米国で施行された法律**であり、**米国納税義務者等 (米国人等) による租税回避の防止**を目的としたものです。
- ◆FATCAへの対応について、日米当局はFATCA実施に関する声明*を公表しました。
- ◆本声明に基づき、積立型保険の契約締結や契約者変更にあたっては、お客さまが「**米国納税義務者等に該当するか否か**」等を確認させていただきます。

* 声明の詳細につきましては、以下の金融庁ホームページでご確認いただけます。

日付	声明・URL
2013年6月11日	米国の FATCA (外国口座税務コンプライアンス法) 実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明 http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130611.html
2013年12月18日	米国の FATCA 実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明の一部を修正する追加的声明 http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20131218-1.html

2. 必要となる確認手続きは



3. 「米国における納税義務者等」に該当するお客さまへ

- ◆ **各損害保険会社所定の用紙をご提出**いただきます。なお、当該用紙には「特定米国人」等*¹に該当するか否かを判別するための情報等を記載いただきます。
- ◆ 「特定米国人」等*¹に該当する場合は、米国納税者番号(T I N) 等の米国内国歳入庁様式W-9*²に関する情報を記載いただくとともに、損害保険会社による米国当局への報告に同意していただきます。
- ◆ お客さまに確認手続きに応じていただけない場合、または米国当局への報告にご同意いただけない場合は、原則として**積立型保険にはご加入いただけません**（取扱代理店等にご確認願います。）。
- ◆ ご契約期間中に、環境の変化等によって「特定米国人」等*¹に該当することとなった場合、または「特定米国人」等*¹に該当しなくなった場合は、取扱代理店等までご連絡いただきますようお願いいたします。
 - * 1 米国納税義務者等のうち、米国当局が報告対象と定める個人・法人をいいます。
個人のお客さまの場合、「米国民」および「米国居住者*」が「特定米国人」に該当します。
※一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。
 - * 2 米国内国歳入庁様式W-9とは、米国の金融機関に口座を開設する場合等に提出する税務関連の用紙です。

以上